

Japanese Association of Certified Social Workers

公益社団法人

日本社会
福祉士会
NEWSNo.205
SEPTEMBER.2022

第30回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（東京大会）	1
「2023年度予算・制度に関する提案書」を提出しました	8
人々のグローバル・サミット2022 ～新しいエコソーシャルワールドの共同構築開催～	16
2022年度補助金事業等	17
認定社会福祉士をどう！ ～基礎研修を受講して、認定社会福祉士を目指そう～	18
日本社会福祉士会フォトコンテスト募集中	19
第34回通常総会を開催しました	20
意見・要望書を提出しました	20
綱紀委員会委員選考に関する公示	21
役員候補者選出の公示	22
2022年度ソーシャルワーカーデー報告	24
情報コーナー	25
BOOK/四谷事務局だより	26

ホームページのURL
<http://www.jacsw.or.jp/>

第30回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（東京大会）

ソーシャルワークを紡ぐ

～一人ひとりがつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現～

2022年7月2日・3日の2日間にわたり、東京都江東区のホテルイースト21東京において「ソーシャルワークを紡ぐ～一人ひとりがつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現」をテーマに、第30回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（以下「全国大会・学会」）を開催しました。

ハイブリッド開催に約1,500人が参加

記念すべき第30回の全国大会・学会（東京大会）は、19世紀のヨーロッパを想わせるクラシックでエレガントな雰囲気のホテルイースト21東京において幕を開けました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、やむなく中止となった第28回高知大会、オンライン開催で成功した第29回山形大会を経て、東京大会は「参集」「オンライン」「オンデマンド」による史上初のハイブリッド開催となりました。申込者約1,500人のうち、約800人が会場に参集しましたが、全国大会で会員が一堂に会するのは3年ぶりとなります。

東京社会福祉士会の新堀季之会長（実行委員長）の開会宣言で、2日間の全国大会がスタートしました。新堀会長は、全国大会は年に1回、全国から会

員が集まり、熱い思いや議論を交わし、交流を深める貴重な場であり、日ごろ異なる分野や地域で活動している社会福祉士が、その根幹に流れるソーシャルワークへの思いを共有し、確認するこの貴重な機会をどのように続けることができるかをあけて検討した結果、ハイブリッド開催を決定したこと、全



開会式の様子

国大会開催に向けて、実行委員をはじめ、事務局、会場ボランティアが総力をあげて準備を進めてきたとの熱い思いを話されました。

続いて、本会の西島善久会長から、新型コロナ感染症の収束が見えない中、万全の準備を進めていただいた実行委員会の皆さまに御礼を述べるとともに、今回の大会テーマについて一本の細い糸のような個々のソーシャルワーカーの実践が積み重なり、組織レベル、地域レベル、社会レベル、グローバルレベルの実践と往還しながら結びつき、人や社会を支える大きな流れになっていくことを表現されてお

り、私たちソーシャルワーカーの『知』『技術』『価値』『実践』を東京に結集させようという強いメッセージが込められていることを説明しました。

来賓の挨拶では、厚生労働省社会・援護局局長の川又竹男氏の代理で佐々木忠信氏（同局福祉人材確保対策室室長補佐）、東京都知事の小池百合子氏の代理で雲田孝司氏（同福祉保健局次長）、江東区長の山崎孝明氏および東京都社会福祉協議会会長の木村恵司氏の代理で横山宏氏（同副会長）からお祝いや歓迎のご挨拶をいただくとともに、関係団体の代表者にご列席いただきました。

行政講演

これからの社会福祉士への期待 ～地域共生社会の実現を推進するソーシャルワーク専門職としての社会福祉士の質的量的拡充に向けて～

厚生労働省 社会・援護局 社会福祉専門官 道念 由紀 氏

道念由紀氏は、少子高齢化、世帯の小規模化、共同体機能の弱体化などを背景として、人と人をつなぐ「関係性の貧困」が随所にみられ、それが人びとの「地域生活課題」の深刻化や複雑化を招いていること、大会テーマである「一人ひとりがつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現」は、まさに現代社会において地域で暮らす多様な人びとの幸福感を高め、地域の持続性を高めるために必要なことであり、ソーシャルワーク機能を発揮できる社会福祉士の力が、従来にも増して一層期待されている、と話されました。

昨今の制度に関する議論や施策の動向の中で、昨年度からスタートした新たな養成カリキュラムを踏まえて、令和6年度から開始される新国家試験の検討をするために設置された「社会福祉士国家試験の在り方に関する検討会」では、質的量的の両側面から「資質の高い社会福祉士の拡充」のために国家試験をどうすればよいかを検討され、報告書（令和4年1月17日）が取りまとめられたこと、国家試験の実施団体である（公財）社会福祉振興・試験センターに対し、令和4年4月25日に「地域共生社会の実現を推進するため、社会福祉士の質的量的拡充に向けて早期に対応を図る観点から、令和4、5年度の



道念 由紀 氏

国家試験においても、本報告書の内容を考慮し、段階的な移行に努めていただくようお願いする」とする社会・援護局長通知（社援発0245第1号）が発出されたこと、来年度の国家試験から、段階的に質的量的拡充が図られることについて説明されました。

最後に「社会福祉士という国家資格は、昭和62年に社会福祉従事者の初めての国家資格として創設され、以来35年あまりの間、折おりの社会状況の変遷にも対応しながら、資格制度としての確かな存在を築いてきた。今、我が国の社会は、大きな変革期にあり、人口の大減少、少子高齢化、共同体機能の低下など、さまざまな危機的な要因に対して『地域共

生社会』という社会像を実現することで、打ち勝とうとしている。昨年度の全国大会（山形大会）での宮本太郎先生（中央大学）の言葉を借りるとすれば『時代はソーシャルワークを求めている』といえる。専門職である社会福祉士には、35年の歴史を糧に、

新たなステージに立つことを求められているように思う。質の高い社会福祉士の拡充に向けては、実践者である社会福祉士の理解と協力が欠かせない。社会福祉の増進に向けてぜひとも協力をいただきたい」と結ばれました。

基調講演

すべての人びとがWell-beingを実現できる社会への変革に向けたソーシャルワーク

法政大学 現代福祉学部 教授 高良 麻子 氏

高良麻子氏は大会テーマである「ソーシャルワークを紡ぐ」について触れられ、個々のソーシャルワーク実践を分野横断的に蓄積し大きな流れをつくること、また、学術的に理論化と検証によって理論を生成することだと説明されました。その上でWell-beingの実現のために、これからのソーシャルワークの紡ぎについて、「30年間のソーシャルワークの紡ぎの振り返り」「現代日本の社会問題を確認し、未来を予測する」「これからのソーシャルワークは何に注目すべきか：未来の紡ぎに向けて」に大きく分け、講演が進められました。

まず、30年間の日本社会福祉士会のあゆみとともに社会情勢を振り返り、日本のみならず世界規模での不安定な状況の中、確実にソーシャルワークが紡がれてきたことを確認しました。

次に、OECDのWell-beingのフレームワークの視点から、日本の社会問題の解消について、人的資本、経済資本、自然資本が脆弱であることに対し、規範や地域のつながりである社会関係資本があることが日本社会の強みであり、それを活かすことはソーシャルワークの得意分野であると話されました。

そして、円安、エネルギー不足、それに伴う中小企業の倒産など、今後の人びとの生活状況はますます厳しくなると予測されること。さらに、日本における家父長制などのような従来の社会規範を前提とした制度と、多様化する社会の実態が合っていないために社会制度がうまく作用していないことを説明され、その改善のためには多様化する社会規範への変革が鍵であると示されました。

未来への紡ぎに向けては「①批判的な思考にもとづく問題の構造的理解」「②社会的に不利な立場に



高良 麻子 氏

置かれている人びとへのアウトリーチ」「③ミクロ、メゾ、マクロシステムの連鎖的変化の構造によるエンパワメント」「④実態に合致した法制度の改廃・創設を実現するソーシャルアクション」「⑤縦割りの弊害に対処するコーディネーション」の5つの視点を示され、ミクロからメゾ、マクロへ働きかけること、ソーシャルアクションにおける社会福祉士の強みと役割の必要性について強調されました。

また、ロシアによるウクライナ侵攻について、ソーシャルワーカーの価値を広め、戦争について「NO」と主張する必要があると付け加えられました。

最後に、社会福祉士がこれらの役割を果たすためには、職能団体の役割である、社会福祉士自身のWell-beingの実現、資格の独立性向上、実践の理論化などの環境整備が必要と話されました。

今後、Well-beingの実現に向けて状況が厳しくなることが予測されるなか、社会福祉士の役割を明確に示していただき、背中を押されるような基調講演となりました。

シンポジウム

「ソーシャルワーク4団体が紡ぐソーシャルワーク」

シンポジスト	(NPO) 日本ソーシャルワーカー協会	会長 保良 昌徳 氏
	(公社) 日本精神保健福祉士協会	会長 田村 綾子 氏
	(公社) 日本医療ソーシャルワーカー協会	会長 野口 百香 氏
	(公社) 日本社会福祉士会	会長 西島 善久 氏
コーディネーター	法政大学 現代福祉学部	教授 高良 麻子 氏

シンポジウムは、日本ソーシャルワーカー連盟（以下「JFSW」）の4団体の会長が一堂に会する機会となりました。

はじめにコーディネーターの高良氏から「すべての人びとがWell-beingを実現できる社会の実現に向けて、4団体は、今後、何を目標に、どのようなソーシャルワークを紡いでいけばよいのかについて議論をしていきたい」と主旨説明がなされ、団体のこれまでの取り組みや強みなどについて各シンポジストからの発言に移りました。

日本ソーシャルワーカー協会の保良会長は、協会の沿革に触れ、国際ソーシャルワーカー連盟（以下「IFSW」）からの要請により日本の職能団体の組織化が求められ、1960年に協会が設立されIFSWに加入したこと、2005年の「ソーシャルワーカーの倫理綱領」策定、2020年の「ソーシャルワーカーの倫理綱領」改定は、社会福祉専門職団体協議会（当時^{*}）の4団体が協働で行ってきたことが説明されました。

日本精神保健福祉士協会の田村会長は、精神保健福祉は時代の変遷やニーズの拡大によって、当事者像は精神疾患のある者から国民全体に広がり、精神保健福祉士の役割も福祉的支援からメンタルヘルス課題のほか、偏見や差別のない社会へと拡大してきていることに触れ、協会では「すべての人に『コノ邦に生キル幸セヲ』」をスローガンにしていることが紹介されました。

日本医療ソーシャルワーカー協会の野口会長は、医療ソーシャルワークは医療社会事業の名称で始まり、従来は医療領域との橋渡しが役割であったが、これからはその後の暮らしまでを一体的に支援する専門職として貢献する必要があると話されました。また、IFSWのポリシーペーパーに掲げられてい



左からシンポジストの保良氏、田村氏、野口氏、西島氏

る「誰一人取り残されることの無い『新しいエコ・ソーシャルな世界の構築』」がソーシャルワーカーの役割であり、JFSWとして協働で取り組んでいきたいと提案がなされました。

本会の西島会長は、日本社会福祉士会と47都道府県士会が連合体として団結して取り組み、ともに発展していくことができることが組織としての強みであると話されました。さらに研究や研修プログラム、支援ツールやマニュアルは、都道府県士会に所属する会員による実践に基づき策定され、全国に展開できることも強みであると話されました。

ディスカッションでは、西島会長は、団体が連携して取り組んだ事例として、子ども家庭福祉分野の資格についての意見を連名で提出したことを挙げ、4団体のネットワークを活用し、ソーシャルワーク実践をしていくことで国民への理解が深まり、社会的認知の向上につながると話されました。

また、野口会長は、「ソーシャルワークとは何？」の問いになかなか即答できないことがあるが、倫理綱領をもつ専門職であることを説明できるソーシャルワーカーが増えることが必要であること、また、コロナ禍のパンデミックやロシアによるウクライナ

^{*}社会福祉専門職団体協議会は、2017年4月1日、日本ソーシャルワーカー連盟に移行した。

侵攻を目にし、世界が繋がっていることがこれほど感じられたことはなく、世界の他人事を自分事として考えられる、マクロに物事を捉えたソーシャルワーク実践を4団体で一緒に進めていきたいと話されました。

田村会長は、コロナなど災害は、人びとに平等に起こったわけではなく、精神疾患があるために必要な医療が受けられず悲惨な状況に置かれた方がおり、このような当事者の声を集約し、4団体が協働して要望書や声明などの形にしていくことはより大きな力になると話されました。

保良会長は、IFSWへの加盟、倫理綱領の策定、改定作業、4団体連名で声明文の発出などの作業を

行ってきた経緯を振り返り、これらの協働作業を積み重ねていくことが大事であること、また、「倫理綱領」の遵守およびグローバル定義に示されている原理について共通認識をもつソーシャルワーカーの仲間を増やし、日本を超えて世界と繋がり世界平和に貢献し、Well-beingに向かって努力していくことが必要だと話されました。

最後に、高良氏からこのシンポジウムはJFSWが「ソーシャルワークを紡ぐ」団体として協働をしていく一つの契機になったと話され、全国大会1日目のプログラムが終了しました。

社会福祉士学会

プレ企画・学会・分科会

～3年ぶりの参集／初のハイブリット型での分科会／ポスター発表初実施！～

3年ぶりにプレ企画開催が実現

社会福祉士学会は、全国大会1日目の開会式前に、プレ企画として「事例研究ワークショップ」を実施しました。プレ企画はオンラインによる実施が困難であったため、3年ぶりの開催となりました。

講師は特定非営利活動法人スペース空の理事長であり、東北福祉大学准教授の竹之内章代氏が行い、29人が受講しました。

竹之内氏からの事例研究の意義や目的、進め方などの講義の後、竹之内氏が事例研究会を進行し、受講者が事例研究に参加するワークショップを行いました。受講者の積極的な発言がなされました。

分科会・自主企画シンポジウム・ポスター発表

全国大会2日目には、8つの会場で計27本の分科会発表などが行われました。生涯研修制度の6領域を「権利擁護」「地域支援1」「地域支援2／生活構造」「実践研究／福祉経営／相談援助」の4つの分科会とし、自主企画シンポジウム、東京特別分科会、そして今年度から新たにポスター発表を開催しました。

分科会発表は、個人発表16本、自主企画シンポジウム2企画の発表がなされました。

分科会と自主企画シンポジウムはハイブリット形

式で行い、オンライン参加者からもQ&A機能で質問を受け付け、会場・オンラインともに活発な意見交換が行われました。

ポスター発表は、8本のポスター掲示がなされ、一人ずつ発表して質疑に応答する形式で実施しました。会場は比較的自由に出入りしやすい雰囲気、約145人が来場し、質疑応答や意見交換が活発に行われました。オンラインではポスター公開のみとしました。

分科会発表などの抄録とポスター発表の一部は、研究誌『社会福祉士』第30号（2023年3月発行、ニュース同封予定）に掲載されます。



2日目のポスター発表の様子

記念講演

自立とは何か 生きることを支えるソーシャルワークへの期待

東京大学先端科学技術研究センター 准教授 熊谷 晋一郎 氏

熊谷晋一郎氏から、講演の導入として、障害とは、本人の皮膚の内側に宿る障害 (impairments) という考え方の「医学モデル」から、皮膚の外側、自分の中でなく、自分を取り巻く環境の中にある障害 (disabilities) という考え方の「社会モデル」へこの半世紀の間にパラダイムシフトがあったことと、障害者権利条約の前文で述べられている「障害 (disability) が機能障害 (impairment) のある人と態度」に関する障壁であるスティグマを負うことにより「健康・機会の不平等」が生み出されること、精神障害分野における症状が残っていても当事者が目標などをもって満たされた生活を主体的に生きていく「リカバリー」という考えについてが説明されました。

これらの説明を踏まえ「自立のための意思決定支援とは、認知障害を持った人々（知的ないし発達障害、精神障害、認知症、後天的脳損傷その他、認知に影響しうる他の障害を持つ人々）が、平等に社会参加できるように、意思決定の手助けをすること」であり、一部の障害者だけではなく、すべての人が意思決定のために周囲の人間、入手可能な情報、他の形の支援を使用し、それらを意思決定のために必要としているという意思決定支援の普遍主義について説明されました。健常者の意思決定支援はインフォーマルに行われていることが多く、認知障害をもった人びとが意思決定をフォーマルな支援で補うことで平等な意思決定支援が提供されると話されました。また、意思決定権を保障するために必要な対応として、他者と平等に認知障害者を意思決定者として認定すること、認定を認知障害者にとって有意義なものにするため適切な支援を作り出すこととし、適切な自立支援の必要条件として「①情報保障」「②選択肢（依存先）の確保」「③選択経験の保障」「④歴史の共同編集」「⑤身体反応を拾うこと」を説明されました。特に選択肢（依存先）の確保の必要性については、車イスユーザーであるご自身の体験



熊谷 晋一郎氏の講演の様子

をもとに、地震でエレベーターが止まったとき、健常者は非常階段、梯子やロープを利用できるが、エレベーターしか利用できるもの（依存先）がなかったという例を挙げて説明されました。

障害者、健常者に関係なくすべての人びとの「自立」とは「依存先」を増やす（分散する）ことであり、ソーシャルワークにより、社会により多くの選択肢となる「依存先」を開拓していくことを期待していると話されました。



成年後見

成年後見システム

業務フローに沿った情報管理で「わかりやすく・簡単」管理
ご経験をつまれた方からこれから始められる方まで成年後見実務を力強くサポート。



TYPE H
社会福祉士様
各種法人様向け



TYPE P
都道府県社会
福祉士会会員様向け

↑ あとなあ東京報告様式(2022年2月版)を装備

機能とポイント

- 令和2年4月裁判所統一申立書式に対応 ● 後見収支プランニング機能
- 基本情報登録(身上監護項目) ● 財産管理 ● 出納帳 ● 業務日誌 ● 預り品管理 ● スケジュール管理
- 家裁申立・報告書類作成 ● 後見終了後の財産引渡用受領書ひな型 ● 書式カスタマイズ機能

特価キャンペーン実施中! (通常価格の約半額でお求めいただけます!)

ラインナップ	キャンペーン価格
成年後見システムType H・P(ライト版)	30,800円(税・送料込)
成年後見システムType H・P(スタンダード版)	52,800円(税・送料込)

※ライト版は被後見人の案件管理件数が3件まで、スタンダード版は無制限です。
※キャンペーン期間は2023年3月末日までです。詳しくは下記URLよりご確認ください。



法律とコンピューター
株式会社リーガル

本社 TEL 089-957-0494
東京営業所 TEL 03-5360-1755
名古屋営業所 TEL 052-856-2090
大阪営業所 TEL 06-6940-3440
福岡営業所 TEL 092-432-9078

<https://www.legal.co.jp/>

引継式

～東京から大分へ～

第30回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（東京大会）を終えて

公益社団法人東京社会福祉士会
大会実行委員長・会長 新堀 季之

東京大会は、その1週間前より続く全国的な猛暑・酷暑日の例にもれず、猛暑日での開催となりましたが、3年ぶりの参集ということもあってか、会場は外気とはまた違った熱気で充満していました。行政講演、基調講演、シンポジウムはほぼ満員の状況にありました。記念講演の熊谷先生は感染状況などを考慮され、オンラインでの登壇となりましたが、ならばと席を立つ人は皆無で、むしろ、記念講演から会場参加したいと、その場で参加申込をされる方あり、同じ場所で同じ方向を向く、その一体感といまじょうか、それはこのように集まらないと実感できないものであり、それはかけがえのないものであると再認識いたしました。

大会終了の翌日は、朝から挨拶もそこそこにオンライン参加の方から絶賛の声を多数いただきました。あまりの暑さに会場参加を諦めた方からも、このような参加形態でも十分に学びは得られること、さらにオンデマンドで繰り返し、かつ、リアルでは不可能な裏分科会視聴と、このような発展形があるのかとお褒めのお声をいただきました。また、7月4日から31日まで実施したオンデマンド視聴についても、当日参加者の方はもちろん、追加参加申込もあり、大変好評でした。

第30回という節目に東京大会を担当したことで、今まで全国大会を開催された県士会の皆さまのご尽力と第30回までのバトンを繋げてくださったことに敬意を表します。また、準備および開催につきまして、多くの方と関係機関からお力添えいただきましたこと、御礼申し上げます。

今回は大分大会です。全国の会員が大分大会を楽しみにしています。次は大分で繋がりましょう！



左から新堀東京大会実行委員長、伊藤大分大会実行委員長

東京大会から大分大会へ！

公益社団法人大分県社会福祉士会
大会実行委員長・副会長 伊藤 保幸

第30回という記念すべき東京大会は、ハイブリッド形式で開催され、3年ぶりに現地会場にて全国大会に参加することができました。今回は打ち合わせも含めて細かに見学をさせていただき、ハイブリッド形式がどのように運営されているか、いわゆる3密を避けるための具体的対策や大会運営などについて丁寧に教えていただきました。

引継ぎ式の中で新堀会長と記念品の交換をさせていただき、私たち大分大会実行委員会のメンバーは同じ場所・同じ時間・同じ思いを共有することができました。東京大会のテーマは「ソーシャルワークを紡ぐ～一人ひとりがつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現～」でしたが、全国の社会福祉士が東京大会で「紡いだ」糸を受け継ぎ、それを大分で「つなぎ」、さらには、次の栃木へつないでいきたいと強く思いました。

今回は2023年7月1日から2日に、大分県別府市「別府ビーコンプラザ」で開催します。

大会テーマは、実行委員会で話し合いを重ね“現実社会と向き合うソーシャルワーカー「たがいに・ささえあい・つながり」を目指して”としました。

新型コロナウイルスの感染拡大は、デジタルの分野では多様な空間でのつながりを生みだしましたが、一方で地域社会に内在していたさまざまな地域生活課題が顕在化し、時間の経過とともに深刻化の様相を呈しています。これに対して、私たち社会福祉士は現実社会とひた向きに向き合いながらソーシャルワークを展開していかなければならないのではないのでしょうか。そのための取組みを大分から、とともに学び考え、ソーシャルワークの未来へとつなげていきたいと思えます。

2023年7月、日本一の温泉県にて会員一同、皆さまのご来県を心よりお待ちしております。



大分大会のPR動画は
こちらからご覧ください

「2023年度予算・制度に関する提案書」を提出しました

本会は、毎年6月を目途に国へ翌年度の予算・制度に関する提案書を提出しています。本年は、6月10日に厚生労働省（山本麻里社会・援護局長、土生栄二老健局長）、6月17日に橋本泰宏子ども家庭局長に、西島会長が提案書を手渡すとともに、意見交換を行いました（職名はすべて当時）。また、文部科学省、法務省、内閣府、総務省に提案書を送付しています。提案書は、昨年度の提案事項を踏まえ、理事、委員会から意見のあった事項について、理事会等で検討を重ね、作成しています。

日社福士2022-141

2022年6月10日

2023年度予算・制度に関する提案書

公益社団法人日本社会福祉士会

会長 西島 善久

公益社団法人日本社会福祉士会は、人びとの尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

私たちは、社会福祉士の援助を必要とする人びとの生活と権利を擁護するため、以下の事項について提案します。

【厚生労働省社会・援護局関係】

○包括的な相談支援体制の構築・維持に向けた一層の支援

各市町村において包括的な相談支援体制の構築を推進するためには、重層的支援体制整備事業に取り組むことが1つの方策となりますが、市町村が事業に取り組む意義や取り組むことで生じる業務等を正確に理解するとともに、地域の相談支援機関等と地

域の相談支援体制の在り方を協議し、検討する過程が重要です。

そのためには、市町村職員をはじめ、各種相談支援機関の職員などへの普及・啓発が重要となることから、国及び都道府県による普及・啓発活動が重要です。すべての都道府県において後方支援事業が実施されるよう、都道府県に対する指導・助言をお願いします。

また、市町村における検討には、一定の期間を要することが予想されることから、重層的支援体制整備事業に関する継続した財源確保に加え、数年間は移行準備事業が継続されるよう財源確保をお願いします。

さらに、専門職に求められる資質としてソーシャルワーク機能を発揮することが求められることに加え、改正社会福祉法において「社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」という附帯決議がなされたことも踏まえ、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士が配置されるように必要な措置を講じてください。

○生活保護業務における社会福祉士の配置促進の検討

生活保護のケースワーカー任用に関して、新型コロナウイルス感染拡大等の新たな課題や、失業者増加による生活保護申請の増加が見込まれる中、現行の社会福祉主事任用要件だけでは、生活保護世帯の増加とともに多様化・複合化する住民ニーズに対応することは困難です。

「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書」（2017年12月）において、「自立相談支援機関の相談支援員に社会福祉士などの資格を求めることについても、検討を行うべきである。」との記載がありますが、生活保護を担当する職員に関しても、自立相談支援機関の相談員と同様に社会福



山本麻里 厚生労働省 社会・援護局長
(職名は2022年6月10日時点)

社士などの有資格者の配置促進について検討していただきますようお願いいたします。

特に、査察指導員はスーパーバイザーとしての機能を持つ職種であることから、有資格者の配置が望まれるため、各福祉事務所設置自治体が有資格者を配置した際の国費割増制度の検討を願います。

○生活保護制度（就労支援の強化）の見直し

現在、生活保護受給者等への就労支援の強化が進められていますが、就労支援事業を通じた就労・増収率の増加等、数値目標のみを優先することで、雇用者と本人のミスマッチ等、就労の継続が困難となる課題がみられます。就労後の定着にかかる実態把握とともに、就労支援者が、本人の生活歴や適性を配慮し、継続して就労するための環境整備を含めた支援制度への改正を求めます。

○生活保護制度（母子加算）の見直し

母子加算の見直しに当たっては、社会保障審議会生活保護基準部会報告書に記載されているように、子どもの貧困対策や子どもの健全育成に逆行することのないよう、十分配慮してください。

○生活保護制度における教育扶助への加算

小中学校の圧倒的多数で実施されている学校給食費用は教育扶助から支給されていますが、一部給食未実施の学校の場合、自宅から弁当を持参したりパンなどを購入したりすることとなるため明らかな格差が生じています。給食未実施の地域の児童、生徒のいる家庭には、教育扶助に「給食費相当特別加算」制度を設けてください。なお、生活扶助基準の第一類については、現行では12歳から17歳までが同じ区分となっており、概ね中学生と高校生が同一額であることから、中学生の一定日数の昼食相当額が教育扶助でカバーされているにも関わらず、高校生には適用されないことから、第一類の基準額区分を12～14歳と15～17歳に分割し、高校生相当には一定額上乘せして改定していただきますようお願いいたします。

○生活保護の対象者に外国人を含める生活保護法の改正

生活保護法における外国人の扱いについては、現状においても厚生労働省の通知を根拠として、各自

自治体は一定の在留資格を有する外国人に対して人道的な観点から行政措置として、生活保護法を準用しています。

我が国が人道に基づき、国籍に関わらず誰でも健康で文化的な最低限度の生活を送ることができる国であることを示すためにも、外国人に対する生活保護法の適用範囲について、検討をお願いします。

○外国人の支援における相談員の資質向上及び相談援助に用いるツールの整備について

福祉的支援を必要としている外国人が、言語や文化の違い等で支援を受けることができないということがないよう、各自治体に対して相談体制の整備推進をお願いします。具体的には相談員の資質向上、相談援助に用いるツールの整備が必要であると考えます。

なお、本会では、「滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック」や、そのガイドブックを活用するためのeラーニングコンテンツ、福祉的支援を必要とする外国人をアセスメントする際に使用する「領域別シート」を作成し、無料で本会ホームページに掲載していますので、各自治体に対して、これらのツールの活用について周知をお願いします。

○ひきこもり支援事業への社会福祉士の配置

ひきこもり支援には、ひきこもり当事者やその家族への医療や保健、就労、教育などが連携した個別支援の取組が必要です。さらに、個別支援を通して社会資源開発、地域づくり（ソーシャルアクション）等ソーシャルワーク機能を発揮した支援の展開が不可欠です。

令和元年6月に厚生労働大臣から発出された「ひきこもりの状態にある方やそのご家族への支援に向けて」では、「時間をかけて寄り添う支援」の必要性、「より相談しやすい体制」の整備、「より質の高い支援ができる人材」の増強に言及されています。

既に都道府県、指定都市に設置されている、「ひきこもり地域支援センター」では、社会福祉士等の資格を有するひきこもり支援コーディネーターが、ひきこもりの状態にある方やその家族へ相談支援を行い、適切な支援に結びつけることとされています。このことから、新たに市町村で実施できることとなった「ひきこもり支援ステーション事業」についても、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等

の有資格者が積極的に配置されるよう必要な措置をお願いします。

○ひきこもり支援における教育関係機関との連携の推進

平成31年3月に内閣府より出された「生活状況に関する調査」では、ひきこもり状態になったきっかけのうち、学校での不登校が約1割となっています。また、学校現場では、在学中は不登校として教育面からの支援を受けることが可能ですが、卒業・中退した後は、支援が途切れることがあります。

令和3年10月に「ひきこもり支援に関する関係府省会議」のとりまとめでは、福祉関係機関と教育関係機関の連携についての配慮のお願いがされていますが、上記のように卒業・中退した後に支援が途切れるなど、連携・協働が十分とは言えない現状があります。

そのため、当事者が連続的、継続的に支援を受けることができるよう、ひきこもり地域支援センターや自立相談支援機関に対して、不登校支援からひきこもり支援への移行支援会議の開催など、更なる働きかけをお願いします。

○「刑事収容施設」に勾留中の者の保護の実施責任の明確化

「居住地がないか明らかでないホームレス状態の者」が逮捕され、その後勾留決定となってから判決言い渡し前までの間、現に身柄拘束を受けている刑事収容施設の所在地を所管する福祉事務所へ、釈放直後に向け、当該人物の依頼・委任に基づいた使者や代理人等を通じ、生活上の相談・情報提供・連絡調整・支援依頼等があり、且つ釈放直後に向け生活保護の申請意思が明らかな場合は、当該刑事収容施設から身柄拘束が解かれた直後から「現在地保護」として当該福祉事務所が保護の実施責任を負うよう、生活保護手帳の「第2 保護の実施責任」記載の局長通知第2-12-「(5)」として改正・追記してください。

なお、福祉事務所が疲弊することのないよう施策の検討をお願いいたします。

○生活困窮者自立支援法自立相談支援事業における主任相談支援員及び相談支援員への社会福祉士の配置

生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議により自立相談支援機関においては、社会福祉士等のソーシャルワーク専門職の配置を検討し、適切な措置を講ずることとされています。また、主任相談支援員の研修受講要件として社会福祉士等の国家資格と実務経験が必要とされています。

そのため、実際に半数近くと同機関に社会福祉士が配置されていますが、コロナ禍での住居確保給付金の相談対応や、アウトリーチの必要な生活困窮者への個別支援を通して社会資源開発、地域づくり（ソーシャルアクション等）を進めるためにも、主任相談支援員は社会福祉士等の有資格者を原則とするようにしてください。また、相談体制を強化していくためにも、相談支援員についても社会福祉士の配置をお願いします。

なお、配置を進めるにあたっては、自立相談支援機関の安定的な相談体制を確保するためにも正規雇用での配置をお願いします。

○生活福祉資金の特例貸付の相談窓口における社会福祉士の配置について

コロナ禍で、生活福祉資金の特例貸付の相談件数が急激に増加し、社会福祉協議会等の相談窓口では、迅速な貸付対応のために、ソーシャルワーク専門職以外の人員で対応せざるを得ない現状があります。また、年金担保貸付制度の終了に伴い、さらに相談件数が増加することが予想される中、厚生労働省から自治体に対して生活福祉資金貸付窓口の体制強化の要請をいただいたところですが、相談者の多くは、経済的困窮をはじめ、複合的な課題を抱えていることが多くあり、相談者が自律的な生活を送ることができるよう支援するためには、貸付による支援だけでは限界があり、重層的な相談支援体制の強化と本人に寄り添った総合的な視点での伴走型支援が必要不可欠です。

生活福祉資金の特例貸付の相談窓口には、複合的な生活課題をアセスメントし、多機関や地域社会との連携を図り、課題への制度横断的な対応の専門性を有する、社会福祉士の配置および必要な財源措置をお願いします。

○地方自治体における自殺予防対策担当窓口への社会福祉士配置促進

本会は、2010年6月、全国大会（秋田大会）に

において、自殺予防対策に取り組むことを宣言しました。その取組のひとつとして、2016年より厚生労働省「自殺防止対策事業」において、生活困窮者自立相談支援機関や、地域包括支援センター等に配置されている社会福祉士が活用することを想定したアセスメントツールや研修プログラムを開発し、全国的な人材養成を目指しています。

地域レベルの実践的な自殺予防対策を進めていくためにも、自殺にかかわる専門相談窓口や予防に関する政策立案にかかわる専門職として、市町村など地方自治体における社会福祉士の配置を促進するようお願いいたします。

○地域生活定着促進事業における予算の安定確保及び福祉手続きの円滑化

全国の地域生活定着支援センターでは、矯正施設退所予定者が帰住先の都道府県で必要な支援が受けられるよう広域調整を実施しています。

地域生活定着促進事業の維持・継続発展の為に安定的な予算（基準額）を確保するようお願いいたします。都道府県の中には、基準額の4分の1の負担をせず、基準額の4分の3を委託料としているところがあります。国庫補助基準額は、事業の安定的な運営に必要な最低額を見込んでいますと考えられますので、都道府県が国庫補助基準額以上の委託金額とするよう、都道府県に働きかけてください。

また、刑事収容施設にいる特別調整対象者の診断書作成や介護保険、障害区分認定申請等、福祉手続きの円滑化をお願いします。

○社会福祉士の定義の見直し

地域共生社会の実現に向けて社会福祉士がソーシャルワークの機能を発揮することが期待されている「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」（平成30年3月27日社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書）。そのことをふまえて、社会福祉士養成課程の内容が見直されるとともに、科目名に使用されていた「相談援助」が「ソーシャルワーク」に置き換えられています。一方、現行の社会福祉士の定義は、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は

医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと（以下、「相談援助」という。）を業とする者」とされています。「ソーシャルワーク」は多様な実践を表す言葉であり、その含む実践内容は時代とともに変遷するものの、目的は生活課題に取り組み人々のウェルビーイングを高めることです（「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」）。社会福祉士の行う業はこの目的を遂行することであることから、ソーシャルワークという言葉を使用することで社会福祉士の業を包括的に示すことが可能となります。そこで、社会福祉士の定義を「ソーシャルワークを業とする者」に改めることを提案します。

○災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインの改正

災害時の福祉支援体制の整備について（各都道府県知事あて平成30年5月31日 社援発0531第1号 厚生労働省社会・援護局長通知）で定める「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」によれば、災害派遣福祉チームの活動は一般避難所における災害時要配慮者に対する支援が示されているところであるが、避難生活後においても、自立した生活が円滑にできるようにするまで、引き続き派遣が継続できるよう、改正することを提案します。

【厚生労働省 障害保健福祉部関係】

○障害者が身近な圏域で相談できる体制の整備

多様化する障害者のニーズに対応するために、指定特定相談支援事業、市町村の相談支援事業、基幹相談支援センターがそれぞれに役割を果たす三層構造による相談支援体制の構築が示されています。しかし、市町村における基幹相談支援センターは50%が未設置（令和3年4月）という状況です。

三層構造による相談支援体制が機能し、基幹相談支援センターが各市町村で設置されるよう必要な措置を講じて下さい。

○障害児の相談支援体制の整備

発達障害に関する相談支援を必要とする人は増えていますが、児童発達支援センターに予約をしても相談支援を受けられるまでに数ヶ月から半年は待たなければならない状況が生まれています。また、児童発達支援センターが整備されていない市町村も多

くあります(児童発達支援センター設置市町村の割合(令和2年社会福祉施設等調査の概況):36.9%(令和2年10月1日時点)。発達障害を持つ児童や家族が生活で直面する課題を、その都度適切に相談支援が受けられるように、児童発達支援センターが各市町村で配置されるように必要な措置を講じて下さい。

【厚生労働省 老健局関係】

○地域包括支援センターの機能強化に伴う人材確保

地域包括ケアシステムの推進に向けて、中核機関である地域包括支援センターの機能強化が求められる中で、現状では介護予防支援に費やす時間的・労力的負担によって十分な対応ができていない状況が見られます。地域包括支援センターが相談支援、地域づくり等のソーシャルワーク機能が発揮できるよう、介護予防支援業務のあり方を再整理するとともに、新型コロナウイルス感染症対策に係る業務負担も踏まえ、臨時的に人員体制を充実することができるよう財源確保をお願いします。

○介護報酬における社会福祉士配置による加算

障害福祉サービスにおいては、社会福祉士等の配置に対して福祉専門職員配置等加算が算定されており、また2018年度からは介護保険事業所が障害福祉サービスを提供する共生型サービスにおいても同様の加算の対象となっています。また、診療報酬においても社会福祉士配置による加算の対象となっています。これらを踏まえ、相談職を配置する場合には、介護報酬においても同様に社会福祉士の配置による加算が設定されるとともに、議論にあたり、関係する審議会等への参画を認めていただきたく、お願いします。

○成年後見制度利用支援事業の的確な実施に向けた市町村支援および予算確保

成年後見制度利用支援事業は、障害者総合支援法(地域生活支援事業)では既に必須事業であり、介護保険法(地域支援事業)でも必須事業とするようお願いします。

2021年11月26日に発出された「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係

る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」において、審判の請求に係る市町村間の調整の円滑化、市町村申立における親族調査の在り方について、検討を重ね、一定のとりまとめがなされました。その中でも深い関連がある成年後見制度利用支援事業について、その運用実態や予算化等について地方自治体によるばらつきや格差があることが指摘されています。

また、2022年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるような地域体制の構築を目指すこと、そのための制度の利用に係る費用等に係る助成について検討することが明記されています。

必要な人が成年後見制度を利用できるよう、生活保護受給者の成年後見人等報酬を「権利擁護扶助」として生活保護制度に位置付けるとともに、生活保護受給に至らない(あるいは生活保護受給を望まない)低所得者や生活困窮者においても、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度利用支援事業が必須化されるとともに、市町村および都道府県による取組みの実現のために、国としてさらなる働きかけや必要な財源確保を行うことをお願いします。

【厚生労働省 子ども家庭局関係】

○子どもの貧困対策に関する大綱の推進強化

2年以上続くコロナ禍は子育て家庭の生活に強く影響を与えております。保護者の就労上、健康上等の状況悪化からのストレスは子どもたちの生活を強く脅かし大人以上に先行きの見通しが立てられません。

特に経済的困窮は生活基盤に直接的な影響を与えております。このことは従来から指摘されていたひとり親家庭のみではなく多くの子育て家庭に広がっている状況です。

そこで対応策として即時的な効果を望める経済支援の強化として児童手当、児童扶養手当を使いやすいように所得制限の廃止など円滑な実施の手立て、教育費の減免及び奨学金の給付制度等の促進等の推進強化を望みます。

○児童相談所長による未成年後見制度の積極的な運用について

児童養護施設や里親等で暮らす児童の親権者の中には、子どもとの関わりをもとめない者や、施設等からの連絡を取ることが難しい者がいます。施設入所中等は、施設長の親権代行として権利が保障されていますが、児童のパーマネンシープランニングや自立を見通した支援においては、退所時の居所の指定や職業選択において、親権を行使する者が不在で児童が不利益を被っている状況にあります。

今般の児童福祉法の改正では、児童の権利に関する条約の精神に則り、子どもが適切に養育されること最善の利益を保証することが明記されました。児童養護施設や里親等で生活する子どもに親権が適切に行使できるように、児童相談所長は一時的な親権停止の措置や未成年後見制度を積極的に運用することをお願いします。

○未成年後見事務に係る高等学校等就学支援金制度や児童手当における保護者等の所得要件について

2011年の法改正により、児童相談所長は、親権者がいない児童についてその福祉のために必要があるときは未成年後見人選任の請求をしなければならないことが児童福祉法に明記され、同時に未成年後見人支援事業が開始されました。それに基づき、当会においても専門職未成年後見人として活動をしている者が徐々に増えている状況です。

子育てに対する施策のひとつである高等学校等就学支援金制度や児童手当等においては、保護者等の所得要件があります。これについては、親族でない、かつ同居もしていない第三者の未成年後見人の所得について申請する義務はないと考えます。しかし、一部の市町村においては生活実態を鑑みず、「法定の未成年後見人である」ことだけを理由に、第三者の未成年後見人の所得状況の申請を要求する場合があります。本来の制度の趣旨や役割を理解し、適正な運用をするための周知の徹底をお願いします。

○子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、要保護児童対策地域協議会等、市区町村への社会福祉士配置促進

子育て支援や子ども虐待の防止等に加え、昨今で

はヤングケアラーやダブルケア等の新たな課題も生じています。それらに対応するためには、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法）、子育て世代包括支援センター（母子保健法）の両機能を有した包括的な支援を行うワンストップ相談窓口として、子ども家庭センターを設置するだけでなく、子どもの最善の利益を実現するソーシャルワーカーの配置が不可欠です。

現在進められている児童相談所の体制強化と同様に、子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センター、要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員を増員するとともに、これらの機関に加え、保育所、放課後児童クラブ、学校、児童館等の子どもの集う場所への社会福祉専門職の配置も必要と考えられますので、市区町村へ福祉専門職である社会福祉士の配置を促進してください。

【法務省関係】

（人権擁護局）

○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）における対象者の拡大

2016年6月に成立した「ヘイトスピーチ対策法」の対象者である、「適法に居住する者」について、対象を拡大し「日本に滞在する者」としてください。

本法第2条で定義されている「差別的言動」は、適法に居住しているか否かに関わらず、あってはならないものと考えます。『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、との衆参両院の付帯決議の主旨を明確化するためにも、法の改正をお願いします。

（大臣官房秘書課）

○司法と福祉の連携の円滑化のための体制整備

司法と福祉の連携が円滑にできるよう、アセスメントするための面接時間（接見時間延長のための特別面会に社会福祉士等を含める）の配慮や被疑者・被告人への支援における福祉関係者の報酬確保をお願いします。

また、矯正施設や保護観察所に配置されている社会福祉士及び地方検察庁に配置または登録・契約し

ている社会福祉士が、司法と福祉の連携において、福祉的な視点から環境や地域への働き掛け、社会資源を活用していくソーシャルワーク機能が発揮できるようご配慮願います。

【出入国在留管理庁】

○「外国人総合支援コーディネーター（仮称）」にかかるとの社会福祉士及び本会の活用

外国人との共生社会の実現に向けて、目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）と取り組むべき中長期的な課題として4つの重点事項を掲げ、それぞれについて今後5年間に取り組むべき方策等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（案）が2022年4月に公示されました。このロードマップ（案）では、生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援につなげることのできる人材（「外国人総合支援コーディネーター（仮称）」の育成および、専門性の高い支援人材の認証制度のあり方の検討）に触れられています。

本会では、2006年度から2015年度にかけて、社会福祉士を中心とした相談援助職に対して、「滞日外国人ソーシャルワーク研修」を開催し、2012年度には、『滞日外国人支援の実践事例から学ぶ多文化ソーシャルワーク』（中央法規出版）、2019年度においては、『滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック』（中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」助成事業）を発刊し、社会福祉士を中心とした相談援助職に対する総合相談の質の向上とコーディネート人材の養成に15年に渡り尽力して参りました。

これらの実績をもとに、外国人総合支援コーディネーター（仮称）には社会福祉士の積極的な活用をご検討いただき、また、「専門性の高い支援人材の認証制度」の観点からは、認定社会福祉士認証・認定機構における認定制度および、本会の人材育成システムのご活用をご検討いただきますようお願いいたします。

【内閣府関係】

（内閣府政策統括官（防災担当））

○福祉との連携による避難行動要支援者の個別計画策定の推進

消防庁の調べによると2021年10月現在、避難行動要支援者名簿を作成済みの自治体が99.2%であるの

に対し、一部策定済みも含めて個別計画策定済みの自治体は66.6%にとどまっています。

名簿だけでは避難行動につながりにくいため、個別計画は重要なものではありますが、個々人の障害特性などのアセスメントが必要なため、策定が進んでいないのが現状です。

そこで、介護保険の介護支援専門員や障害福祉の相談支援専門員が作成するケアプランやサービス等利用計画のアセスメント内容を個別計画策定に活用するなど、福祉との連携により個別計画策定の実効性が上がるよう、引き続き推進をお願いします。

○災害時における福祉的支援活動の災害救助法等適用

高齢化や医療の発達に伴い福祉・介護サービス利用者は年々増加しています。福祉・介護サービス利用者にとって、サービス供給はライフラインであり、発災時においてもサービスが途切れずに供給されることが非常に重要です。

災害救助法第7条で、医療、土木建築工事又は輸送関係者については従事命令を規定していますが、発災時においても止めることができない福祉・介護サービス提供者について、これらと同様に災害救助法の適用としてください。

【文部科学省関係】

○スクールソーシャルワーカーの常勤配置化の推進

スクールソーシャルワーカーは、児童生徒やその家族と信頼関係を築き、関係機関との調整や地域の社会資源の活用や開発、ネットワーク構築などが行えることが必要です。

文部科学省では令和元年度に1万人余のスクールソーシャルワーカーを配置しておりますが週に1～2回の勤務ではこれらの活動が困難です。子どもの貧困やヤングケアラー、ひきこもり等の深刻な課題に対応できるのはスクールソーシャルワーカーです。

常勤職であれば児童生徒にさらに継続的な対応が可能となり、より適切な支援を行うことができます。また、総務省「学校における専門スタッフ等の活用に関する調査」に基づく勧告（令和2年5月15日付け）「スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）の理解促進」において、「常勤のSSWを段階的に増員するように」との指摘がありました。

「児童生徒の教育相談の充実について」(教育相談等に関する調査研究協力者会議2017年1月)においても学校及び教育委員会に常勤のスクールソーシャルワーカーを配置するとされており、より一層の常勤化を図るようお願いします。

○スクールソーシャルワーカーの専門性向上に向けた職能団体の活用推進

日本社会福祉士会はスクールソーシャルワーカーのための「スクールソーシャルワーク実践ガイドライン」を作成し、研修会の開催やスクールソーシャルワークの実践アドバイザーの養成を行っております。

また、多くの都道府県社会福祉士会が子どもの支援に関する委員会を組織しており、団体としてのバックアップが可能となっていますので、スクールソーシャルワーカーの専門性向上のための研修会を本会に委託するようお願いします。

○教職員等がソーシャルワークを学ぶ機会の確保

学校でソーシャルワークが機能するためには、スクールソーシャルワーカーの常勤配置や適切なスーパーバイザーの存在とともに、教員のソーシャルワークに関する理解が欠かせません。

そのために初任者研修や10年経験者研修などの法定研修に専門職との連携に関する科目を位置づけるなど、教員がソーシャルワーカーとの連携・協働でできるようになるために、すべての教員にソーシャルワークを学ぶ機会が得られるようにしてください。

○給食未実施の解消

内閣府が公表している「令和2年度子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況」では、「食料が買えない経験」がある子どもは、子どもがある全世帯のうち16.9%となっています。

家庭内で十分な食事をとることが困難な子どもにとって、義務教育内において「食」の確保の必要性は明白です。給食未実施の自治体への給食の制度化と費用の補助をお願いします。

【総務省関係】

要望項目全般にわたり、地方公共団体が行う業務について、地方財政措置がされるよう、要望いたし

ます。

なお、以下の2項目については、厚生労働省に対して提案していますが、総務省におかれましても地方自治体の職員配置に係る内容ですので、ご協力をお願いいたします。

○地方自治体における自殺予防対策担当窓口への社会福祉士配置促進

本会は、2010年6月、全国大会（秋田大会）において、自殺予防の対策に取り組むことを宣言しました。その取組のひとつとして、2016年より厚生労働省「自殺防止対策事業」において、生活困窮者自立相談支援機関や、地域包括支援センター等に配置されている社会福祉士が活用することを想定したアセスメントツールや研修プログラムを開発し、全国的な人材養成を目指しています。

地域レベルの実践的な自殺予防対策を進めていくためにも、自殺にかかわる専門相談窓口や予防に関する政策立案にかかわる専門職として、市町村など地方自治体における社会福祉士の配置を促進するようお願いします。

○子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、要保護児童対策地域協議会、等、市区町村への社会福祉士配置促進

子育て支援や子ども虐待の防止等に加え、昨今ではヤングケアラーやダブルケア等の新たな課題も生じています。それらに対応するためには、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法）、子育て世代包括支援センター（母子保健法）の両機能を有した包括的な支援を行うワンストップ相談窓口として、子ども家庭センターを設置するだけでなく、子どもの最善の利益を実現するソーシャルワーカーの配置が不可欠です。

現在進められている児童相談所の体制強化と同様に、子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センター、要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員を増員するとともに、これらの機関に加え、保育所、放課後児童クラブ、学校、児童館等の子どもの集う場所への社会福祉専門職の配置も必要と考えられますので、市区町村へ福祉専門職である社会福祉士の配置を促進してください。

人々のグローバル・サミット2022

～新しいエコソーシャルワールドの共同構築開催～

6月29日から7月2日まで、国際ソーシャルワーカー連盟（以下「IFSW」）と国連機関等の共催による「人々のグローバル・サミット2022 ～新しいエコソーシャルワールドの共同構築 誰も置き去りにしない～（The People's Global Summit Co-building a New Eco-Social World : Leaving No One Behind）」が、オンラインにて開催されました。

開会式では、アントニオ・グテーレス国連事務総長より、人々のグローバル・サミット「新しいエコソーシャルワールドの共同構築：誰も置き去りにしない」というビデオメッセージが寄せられました。



アントニオ・グテーレス国連事務総長による開会挨拶

ライブ・パネル「新しいエコソーシャルワールドにおける実践への移行」

6月29日には、IFSWの新役員によるライブ・パネル「新しいエコソーシャルワールドにおける実践への移行（The transition to work in a new eco-social world）」が実施されました。これは、誰も取り残さないための変革をもたらすために、世界中の



IFSW新役員によるライブ・パネル



小原眞知子氏からの報告の様子
（右の下から2番目が小原眞知子氏）

人々がどのように協働できるかに焦点を当てるものです。

本ライブ・パネルには、IFSWアジア太平洋地域の新会長に就任した小原眞知子氏が登壇し、持続可能な共生による活動に向け、住民、ソーシャルワーカー、非営利組織、自治体、国際機関等の役割について、具体的な事例を交えて報告がなされました。

日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）では、このプログラムに日本語の同時通訳を提供しました。

エコソーシャルワールドのための人民憲章

今回のサミットの成果物として「エコソーシャルワールドのための人民憲章（The People's Charter for an Eco-Social World）」がとりまとめられました。これは持続可能な世界ですべての人々が自信と安全、そして平和をもって暮らせるように、世界の人々が私たちの共同の課題に対する解決策を共有することによって成長するための文書であり、参考資料として紹介されています。

人民憲章の構成は以下のとおりです。

- ・人民憲章の価値
- ・持続可能な未来への示唆
- ・今後の展望

人民憲章の全文は、以下のサイトよりご参照ください。

<https://newecosocialworld.com>

2022年度補助金事業等

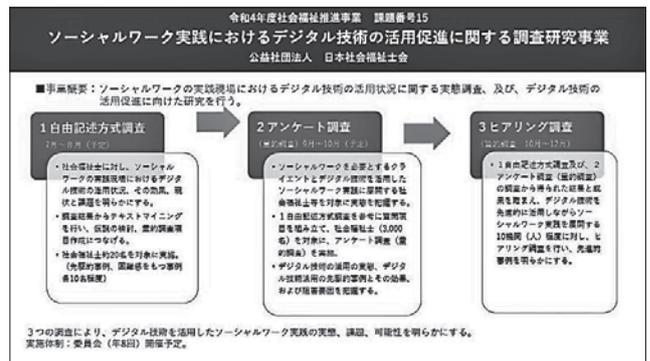
「ソーシャルワーク実践におけるデジタル技術の活用促進に関する調査研究事業」について

厚生労働省の令和4年度社会福祉推進事業課題番号15「ソーシャルワーク実践におけるデジタル技術の活用促進に関する調査研究事業」について、本会の研究申請が採択されました。

本調査研究事業では、ソーシャルワークの実践現場におけるデジタル技術の活用状況等の現状を把握し、その効果と課題を明らかにするとともに、デジタル技術を活用したソーシャルワーク実践を展開する社会福祉士等を対象とした実態調査（アンケート調査、ヒアリング調査）を行います。

さらに、本調査を通じ、デジタル技術を活用しているソーシャルワーク実践の成果と、デジタル技術の活用が進んでいない場合の課題を明らかにし、得られた成果と課題からデジタル技術を活用したソーシャルワークの可能性と課題を明らかにします。

本調査研究事業では、今後、都道府県社会福祉士会会員の皆さまを対象に、無作為抽出によるアンケート調査を予定しています。調査票が届きましたら、ぜひ、回答にご協力いただきますようお願い申し上げます。



市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（高齢者虐待対応マニュアル）改訂に係る調査研究

令和4年度厚生労働省老健局委託事業「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（高齢者虐待対応マニュアル）改訂に係る調査研究」を受託することになりました。

本調査研究では、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（以下「マニュアル」）」の改訂を行うため、まずは、現在のマニュアルについて、平成30年3月改訂後の虐待対応状況や高齢者虐待対応に関連する法律および制度改正等を踏まえ、追補等が必要な部分について調査等を通じて検討し、より適切な対応が促進できるよう、

追加修正項目の抽出を行います。

次に、追加項目として抽出された点について、マニュアルの本文、FAQなどに掲載する説明文の検討および作成を行います。そして、改訂したマニュアルの内容を基本としたスライドと動画の作成を行う予定です。

「虐待」という最大の権利侵害の防止に資するため、高齢者虐待防止における対応の平準化および都道府県・市町村における虐待対応の体制整備の促進に取り組んでいきたいと考えています。

連載①

認定社会福祉士をとろう！

～基礎研修を受講して、認定社会福祉士を目指そう～

認定社会福祉士は、社会福祉士国家資格を取得した後に、実践現場において複数の課題のあるケースへの対応や緊急対応、また他職種連携や職場内のコーディネーターができる職場内のリーダーとして、認定社会福祉士認証・認定機構（以下「認定機構」）に認定された方です。2022年8月現在、960名の認定社会福祉士が認定社会福祉士登録機関に登録しています。

現場で活躍されている社会福祉士の皆さま、認定社会福祉士を取得しませんか。

本号から、複数回に分けて認定社会福祉士の取得方法について説明していきます。

◆認定社会福祉士の取得ルート

認定社会福祉士の取得方法には、通常ルートのほかに6つの「認定研修ルート」が設けられています。認定研修ルートは、認定機構が主管する認定社会福祉士認定研修（以下「認定研修」）を修了することで認定社会福祉士の認定申請ができるルートです。

今回は、本会の生涯研修制度と直結した認定社会福祉士取得ルートについて説明します。

◆基礎研修修了者を対象とした「生涯研修ルート」

本会の生涯研修制度では、社会福祉士に共通に必要な内容を学ぶ必修研修として、基礎研修を位置付けています。基礎研修はⅠ～Ⅲで構成される3年間の課程で、本研修を修了¹した社会福祉士会会員が

認定社会福祉士を取得するルートとして設置されているのが図1の「(2)日本社会福祉士会 生涯研修ルート」です。

基礎研修の修了者は、スーパービジョン実績（受ける）4単位以上とご自身が認定を受けようとする分野の分野専門研修2単位以上の組み合わせで合計8単位を取得し、相談援助実務経験5年以上の要件を満たせば、認定研修を受講することができます。

8単位の組み合わせは次の2通りです。

- ①スーパービジョン実績（受ける）6単位（約3年間）+分野専門研修2単位
 - ②スーパービジョン実績（受ける）4単位（約2年間）+分野専門研修4単位
- なお、認定機構にスーパーバイザー登録している

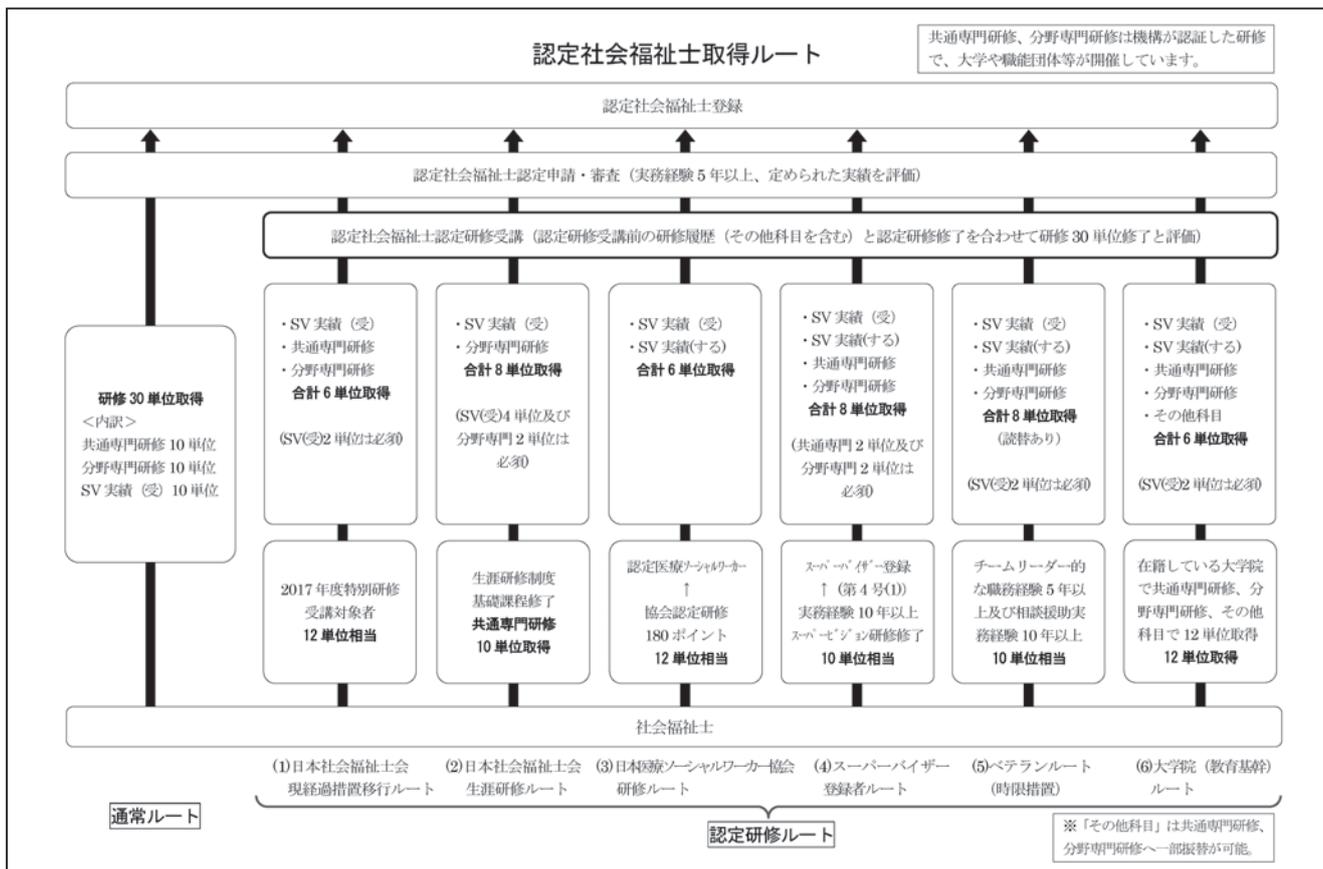


図1 認定社会福祉士取得ルート図（認定社会福祉士認証・認定機構ホームページより）

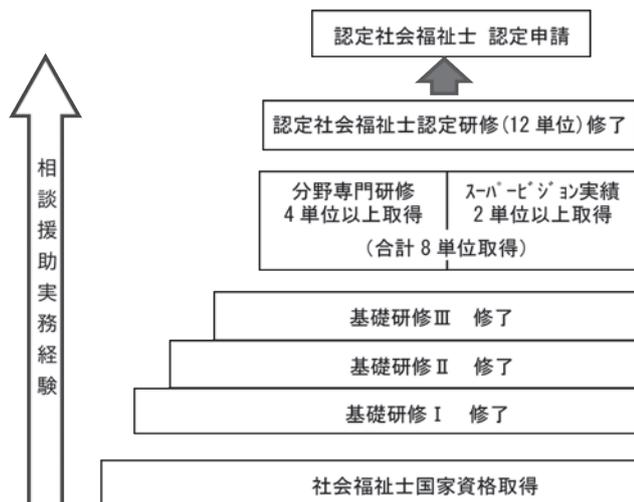


図2 日本社会福祉士会生涯研修ルート

方は、スーパービジョン実績（受ける）が必須ではありません²。例えば分野専門研修8単位取得でも認定研修の受講が可能となります。

◆スーパービジョン実績（受ける）について

認定社会福祉士制度におけるスーパービジョンは、認定機構に登録したスーパーバイザーとスーパービジョン契約を締結し、個人スーパービジョンは1年間に6回以上、グループスーパービジョンは1年間に8回以上のスーパービジョンを受けることで、2単位の実績となります。

スーパービジョンについては、基礎研修Ⅱで基礎的知識を学び、基礎研修Ⅲで体験することができます。

◆分野専門研修について

認定機構が認証した分野専門研修が単位の対象となります。認定社会福祉士は5つの分野（高齢、障害、児童・家庭、医療、地域社会・多文化）で認定が行われます。皆さまは、ご自身の実践分野で認定申請をすることになりますので、ご自身の実践分野の分野専門研修を受講します。なお、高齢分野で認証されている成年後見人材育成研修（2単位）は、障害、医療、地域共生社会・多文化の分野でも単位の対象となるなど、他分野での単位の読み替えが可能な研修もあります。分野専門研修にお申し込みの際には、単位となる分野もご確認ください。

◆認定研修について

認定研修は、事前課題+ライブ研修+事後課題で構成される12単位相当の研修です。毎年9月に研修の申し込みを開始します。申込方法などの詳細は、本会ホームページに掲載している開催要綱をご覧ください。

次号の「認定社会福祉士をとろう！」では、スーパービジョンの受け方や実施方法について説明します。

- 1 認定社会福祉士を目指すためには受講開始から6年間に以内に基礎研修を修了することが必要です。
- 2 認定機構にスーパーバイザー登録している社会福祉士が認定社会福祉士を取得しやすいコースとして、スーパーバイザールート(図1(4))があります。また、これまでの実践経験を活かせるベテランルート(図1(5))もありますので、本会ホームページに掲載している『認定社会福祉士取得のすすめ』でご自身の実績に合ったコースをご確認ください。

会員参加型！ 日本社会福祉士会フォトコンテスト
9月30日（金）まで募集中！



本会では、社会福祉士の魅力を発信し、社会的な認知の向上を図るため「日本社会福祉士会の広報推進グランドデザイン」を定めました。

このたび、社会福祉士に対するイメージやソーシャルワーク実践そのものが広く社会に伝わるような「フォト」を会員参加型のコンテスト方式で募集します。皆さま、ふるってご参加ください。

【応募テーマ】

- 社会福祉士の魅力を見つけた！
- 社会福祉士の活動がもっと好きになる！

【応募資格】

日本国内に在住する都道府県社会福祉士会に所属する会員であること

【応募方法】

所定の応募フォームに必要事項を入力の上、ご応募ください。右のQRコードからも応募できます。
<https://forms.gle/PNobcM9Pi7MP2uvR7>

【募集期間】

2022年8月1日（月）から2022年9月30日（金）まで

【賞】

- グランプリ（1点）、優秀賞（1点）とします。
- グランプリには、1万円相当のギフト券を贈呈します。
- 優秀賞には、3千円相当のギフト券を贈呈します。

【結果発表】

2022年10月24日（月）から28日（金）の間に本会ホームページで発表します。
応募方法などの詳細は、本会ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

（公社）日本社会福祉士会 事務局
担当：庄子
TEL：03-3355-6541
E-mail：shoji@jacsw.or.jp



応募フォーム

第34回通常総会を開催しました

2022年6月18日(土)に本会事務局(東京都新宿区)とオンライン会議室を活用し第34回通常総会を開催しました。

第1号議案「2021年度決算報告」は第1号報告「2021年度事業報告」と合わせて報告がありました。中田副会長から、当日配布資料を用いて、コロナ禍により2021年度も前年度に引き続き総会などの会議でオンライン会議を活用したため、旅費支出の減少などにより決算は黒字となったことを報告し、公益認定における財務三基準(「公益目的事業の収支相償(収支がマイナスであること)」「公益目的事業費比率(50%以上であること)」「遊休財産の保有制限(公益目的事業費以下であること)」)を満たしていることなど、財務状況について説明をしました。安藤副会長からは2021年度の事業計画と対比しつつ当年度に取り組んだ事業を報告しました。その後、宗監事から事業および会計は適正に行われていることが報告されました。質疑では、事業報告の「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟(以下「議員連盟」)への働きかけの進捗状況に関する質問のほか、認定社会福祉士の社会的認知が広がるように働きかけを行ってほしいとの意見が出されました。西島会長から、議員連盟への働きかけは、資格のを中心に行っており、その中でも子ども家庭福祉の資格の議論が一段落したという状況を報告し、今後は社会福祉士の配置の促進、社会的地位、待遇の向上などの実現に向けて働きかけていき

たいと考えていることを説明しました。また、スクールソーシャルワーカーについて認定社会福祉士を活用している市区町村もあるが、他の分野では、任用などに結びついたかという点、まだ弱い状況であるため、認定社会福祉士の任用・活用が進んでいくように国などへ今以上に働きかけていくことを説明しました。質疑応答の後、第1号議案は可決されました。

第2号議案「正会員に対する助成制度」については、中島副会長から議案資料集に基づき、2020年度臨時総会において承認された「財政基盤の確保及び事務局体制の強化に向けた提案書」で示された「正会員に対する助成制度」の検討経緯とともに助成制度の規則および申請書式などを説明しました。質問などはなく、第2号議案は可決されました。

続いて、理事会報告が行われました。第2号報告の「2023年度予算・制度に関する国への提案書」を厚生労働省、法務省などに提出したこと、第3号報告の「2021年度声明及び関係行政機関等への意見・要望等の状況」について、西島会長から報告しました。第4号報告の「ばあとなあIT化に関する進捗状況」については、安藤副会長、星野理事から今後のスケジュールとあわせて報告し、システム開発担当事業者から現時点でのばあとなあ活動報告書システムの概要について説明しました。

議案資料集および議事録は、本会ホームページに掲載しています。

意見・要望書を提出しました

2022年5月以降に、本会では以下の意見・要望書を発出しています。2023年度予算・制度に関する提案書については、本ニュースの8ページから15ページに掲載しています。

○意見・要望書

発信日	標 題	発信先など
6月10日	2023年度予算・制度に関する提案書	厚生労働省(社会・援護局、老健局、子ども家庭局)、文部科学省、法務省、内閣府、総務省

2022年9月1日

綱紀委員会委員選考に関する「公示」

公益社団法人日本社会福祉士会
綱紀委員会委員選考委員会

公益社団法人日本社会福祉士会綱紀委員会規程（以下「規程」）および公益社団法人日本社会福祉士会綱紀委員会委員選任に関する細則（以下「細則」）の規定に基づき、綱紀委員会委員候補者の選出を行いますので公示します。

下記により選考に関する取り組みを開始いたしますので、正会員を構成する社会福祉士の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 選出する委員候補者区分及び人数

《規程第3条第1項》

- (1) 正会員に所属する社会福祉士 7名以内
- (2) 正会員に所属する社会福祉士以外 3名以内

2. 選出する委員の任期 《規程第4条第1項》

2023年4月1日から2025年3月31日までの2年間

3. 選出の方法 《細則第3条》

- (1) 正会員に所属する社会福祉士である委員
(7名以内)
……正会員が本委員候補者を「選考委員会」に推薦する。
- (2) 外部の委員（3名以内）
……「選考委員会」が本委員候補者を推薦する。

4. 選考委員会 《細則第2条》

選考委員会は、委員候補者選出にかかわる事務を所管します。

【選考委員名簿】（4人）

(副会長) 中田 雅章
(副会長) 安藤 千晶
(理事) 橋 典孝
(事務局長) 牧野 一義

5. 選考に関するスケジュール

2022年 7月 「選考委員会」発足
9月 委員選考に関する公示
11月 正会員から選考委員会へ推薦書提出期間
2023年 1月 選考委員会で候補者の決定
2月 理事会で承認、「選考委員会」の解散

6. 候補者推薦書の受付 《細則第3条第2項》

- ・受付期間 2022年11月1日(火)～30日(水)の1か月間
郵送のみで、書留など配達記録が残る方法とすることとし、締切日の消印を有効とする。

- ・送付先 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13
カタオカビル2階
公益社団法人日本社会福祉士会
綱紀委員会委員選考委員会 宛

7. 委員候補者の要件 《細則第5条》

正会員を構成する社会福祉士である委員候補者は推薦期間の初日(2022年11月1日)現在において正会員に5年以上在籍していること。(2017年10月以前に正会員に在籍している方)

8. 推薦の方法 《細則第4条》

- ・「(公社)日本社会福祉士会綱紀委員会委員候補者推薦書」に推薦理由等必要事項を記入し、署名(自署)捺印の上選考委員会宛に提出(封書で郵送)する。書式は、本会ホームページ「資料室」の「様式集」に期間限定(公示日から推薦書の受付締切日まで)で掲載するので、ダウンロードして使用してください。
- ・正会員が推薦できる委員候補者は1名に限られます。
- ・封筒の表面には、必ず「綱紀委員候補者推薦書在中」と朱書きしてください。

9. 禁止事項

- (1) 連続4期(8年)を超えての選任の禁止。《規程第4条第1項》
- (2) 選考委員会の委員は、綱紀委員には選考されない。《細則第2条第4項》
- (3) 推薦者は複数の候補者を推薦することはできない。《細則第4条》
- (4) 推薦書は、封書で届けられたもの以外は受け付けない。《細則第4条》

10. 留意事項

- ・委員の選考過程に関しては非公開です。お問い合わせにはお答えできません。
- ・推薦書の受付は封書のみです。FAX、Eメール、はがき、あるいは直接事務局への原紙持ち込みは一切受理しません。
- ・推薦書の提出期限に間に合わなかった場合や、記載の不備、正会員が複数人の推薦をした場合、または記載内容に虚偽が発見された場合には、無効となりますので十分にご注意ください。

【お問い合わせ先】

(公社)日本社会福祉士会 事務局(担当:草川)
〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2階
TEL: 03-3355-6541 E-mail: kusakawa@jacsw.or.jp

役員候補者選出の公示

立候補の受付期間は、2022年9月26日(月)～10月15日(土)です。

第33回通常総会において選任された現役員の任期が、2023年度通常総会で満了となります。これに伴い、次期役員候補者の選出について公示します。

2023年度通常総会から2025年度通常総会(1期2年)を任期とする次期役員を選出するため、次ページのとおり役員候補者の選出について公示します。

本会の役員に立候補される方は、公示内容に基づき準備をお願いします。

また、役員選出までのスケジュールは下記の通りです。立候補の受付期間は、2022年9月26日(月)から10月15日(土)消印有効となりますのでご注意ください。

<選挙管理委員会> 北海道・東北ブロック 委員長 手塚 敬一郎 (山形県) 委員 澁谷 昌弘 (北海道) 最上 和幸 (青森県) 小湊 純一郎 (宮城県) 和田 士郎 (秋田県)		※選挙管理委員会は、「役員候補者選出規程」に基づき、役員選出にかかわる事務を厳正に行います。
--	--	--

■表 役員選出スケジュール

期 日	会議等	選管業務・行事等		
2022年	5月21日(土) 6月18日(土) 7月7日(木) 7月16日(土)	第2回理事会 第3回理事会 選挙管理委員会(第1回) 第4回理事会	選挙管理委員選出地区決定 選挙管理委員選任報告・承認 準備諸手続・スケジュール確認・公示内容検討 公示内容確定	
	9月1日(木)	都道府県社会福祉士会メーリングリストで「公示」を通知	公示(公示～受付開始まで2週間以上)	
	9月26日(月) ↓ 10月15日(土) 10月26日(水)	選挙管理委員会(第2回) 理事会メーリングリストで承認	立候補受付開始(20～30日間) ↓ 立候補受付締切:10月15日(土)消印有効 立候補届等書類審査・立候補者名簿確定 立候補者名簿の報告	
	11月17日(木)	都道府県社会福祉士会メーリングリストで通知 ニュース11月号	立候補者名簿の公開	
	11月28日(月) 12月5日(月) ↓		理事候補者郵便投票用紙送付 理事候補者郵便投票開始	
	2023年	1月13日(金) 1月22日(日)	選挙管理委員会(第3回)	理事候補者郵便投票締切(消印有効) 郵便投票開票・理事候補者の決定 立候補者及び推薦社会福祉士会へ選挙結果を通知 候補者決定報告 理事候補者の公表
		2月4日(土) 2月17日(金)	第11回理事会 都道府県社会福祉士会メーリングリストで通知 ニュース3月号	
3月10日(金) 4月7日(金) ↓ 4月30日(日)			次期会長候補者選挙立候補受付開始★ ↓ 次期会長候補者選挙立候補受付締切★(消印有効)	
5月中旬		役職選考会★ 理事会★	理事候補者全員による役職候補者内定★ 理事会で監事候補者決定★ 役員候補者名簿を全正会員に送付(総会議案資料集)	
6月上旬				
6月中旬		理事会★ 総会(東京) 臨時理事会★	役職選考会で内定した役職候補者報告★ 新役員決定 新役職者(会長・副会長)決定★	

★印は、選挙管理委員会の所管業務外 *立候補者が13名に満たない場合は理事会メーリングリストで審議する
*再立候補の受付を行う場合はスケジュールを繰り下げる

2022年9月1日

役員候補者選出に関する「公示」

公益社団法人日本社会福祉士会
選挙管理委員会

公益社団法人日本社会福祉士会役員候補者選出規程(以下「規程」)に基づき以下のとおり、公益社団法人日本社会福祉士会の役員候補者選出を行いますので公示します。

1. 選出する役員候補者人数

正会員を構成する社会福祉士である理事
7人以上13人以内

2. 選出する役員の任期

2023年総会開催日(2023年6月頃)から
2025年総会開催日(2025年6月頃)まで

3. 選出時期および選出方法

- 選出時期……2022年12月5日(月)～2023年1月13日(金)消印有効
- 選出方法……理事立候補者が13人を超える場合には理事立候補者名簿の中から、正会員による郵便投票によって、票数上位13人を候補者とし選出する。

4. 立候補の受付

- 立候補受付期間……2022年9月26日(月)～10月15日(土)
郵送によることとし、締め切り日の消印を有効とする。
- 受付先……〒160-0004
東京都新宿区四谷1-13
カタオカビル2階
公益社団法人日本社会福祉士会
選挙管理委員会

5. 立候補者の要件

- (1) 立候補者は、正会員を構成する社会福祉士であることを要する。
- (2) 立候補者は、正会員の推薦があることを要する。なお、各正会員が推薦できる立候補者は、理事定数の3分の1を超えない数とする。

6. 立候補の方法

- 立候補に必要な書式(「(公社)日本社会福祉士会理事立候補届」および「(公社)日本社会福祉士会理事立候補者推薦書」)は、本会ホームページ「資料室」の「様式集」に期間限定(公示日から立候補受付締切日まで)で掲載するので、ダウンロードして使用すること。
- 立候補者は、「(公社)日本社会福祉士会理事立候補届」および「(公社)日本社会福祉士会理事立候補者推薦書」を合わせて提出(郵送)すること。
- 封筒の表面には、必ず「立候補届在中」と朱書きすること。

7. 禁止事項

- (1) 連続4期(8年)を超えての選任の禁止。(定款第19条第1項)
- (2) 選挙管理委員は役員に立候補することができない。(規程第7条第3項)
- (3) 立候補者が理事に就任した後は、正会員の会長又は業務執行理事を兼務できない。(規程第4条第6項)

8. 留意事項

- 立候補者および推薦者正会員、会員番号、所属県士会名についてはニュースにて公開します。またニュースでの公開内容に加えて「主な活動歴」、「立候補の理由・抱負・本会において取り組みたい事項」についてOneDriveに公開します。OneDriveの掲載場所については、都道府県士会メーリングリストで各正会員にお送りします。
- 立候補の受け付けは郵送のみです。FAX・宅配便・Eメールや直接持ち込みは、規則上、受付はできませんので、十分ご注意ください。
- 立候補届と推薦書は、それぞれ押印のうえ必ず一括して発送してください。
- 立候補届の提出期限に間に合わなかった場合や届出書類に不備または虚偽が発見された場合には、立候補は認められないので、十分ご注意ください。理事立候補者はあらかじめ選挙管理委員会が指定した方法によってのみ選挙活動ができます。(規程第8条)

9. 補足

- 選挙管理委員会は、役員選挙にかかわる事務を所管します。
- 立候補者名簿は、選出期間開始日までに、正会員へ送付します。
- 監事候補者は、規程により理事会において選出されます。
- 選挙管理委員会は、役員候補者名簿を整え総会に提出し、総会において役員を選任(承認)を求めます。
- 立候補者が7人に満たない場合は、立候補者の再受付を行います。手続きは、最初に立候補した者の受付に準じるものとします。(規程第5条第1項)
- 立候補者が7人以上で13人に満たない場合は、立候補者の再受付を行うことができます。手続きは最初の立候補した者の受付に準じるものとします。再受付は1回のみとなります。(規程第5条第2項、第3項)

【お問い合わせ先】

(公社)日本社会福祉士会 事務局(担当:松野)
〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13カタオカビル2階
TEL:03-3355-6541 E-mail:matsuno@jacsw.or.jp

2022年度ソーシャルワーカーデー報告 ～全国各地のイベント～

本年度も海の日^{*}を中心に、全国各地でソーシャルワーカーデーのイベントが開催されました。この事業は、ソーシャルワーカーを地域住民に広く認知いただくことや関係団体との連携強化を目的に、継続的に実施しています。

本年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止のため3つの「密」を避けることが必要であるため、従来の参集形式によるイベントではなく、オンラインを活用したイベント等を中心に15府県で実施されました。



ソーシャルワーカーデーのロゴ入りバッジを販売しています(販売価格は500円)。ご購入を希望される方は本会にご連絡ください。
E-mail : info@jacsw.or.jp

(2022年8月16日現在)

都道府県	タイトル・内容	開催日	会場
岩手県	第10回ソーシャルワーカーデー記念・第18回岩手県ソーシャルワーク三団体合同研修「身寄りのない方への伴走型ソーシャルワーク」～重層的支援体制を考える～/事業説明、シンポジウム	7月23日(土)	オンライン (Zoom)
宮城県	ソーシャルワーカーデー 2022 in みやぎ 第1部：基調講演、第2部：シンポジウム、第3部：ソーシャルワーカーカフェ	7月16日(土)	オンライン (Zoom)
秋田県	ソーシャルワーカーデー in あきた 2022 企画1：実践報告、企画2：グループワーク、企画3：お悩み相談会	7月18日(月・祝)	オンライン
福島県	第2回福島県東北・相双方部ソーシャルワーカーデー ソーシャルワーカーの価値とジレンマ 基調講演、シンポジウム	7月10日(日)	オンライン (Zoom)
群馬県	ソーシャルワーカーデー 2022 in ぐんま 制度の狭間を支えるソーシャルワーカー バルネラブルな人々への支援について/第1部:講演、第2部:パネルディスカッション	7月23日(土)	オンライン (Zoom)
新潟県	ソーシャルワーカーデーにいがた 2022「学生×ソーシャルワーカー」 1. ソーシャルワーカーと学生の対談、2. ブレイクアウトセッション	7月9日(土)	オンライン (Zoom)
静岡県	2022年度ソーシャルワーカーデー普及啓発イベント 「地域共生社会とソーシャルワーカーの役割」～支援する～される関係性を超えて～ 行政説明、講義、実践報告	7月18日(月・祝)	Zoomウェビナー (ライブ配信)
愛知県	ソーシャルワーカーデー 2022 in あいち 身寄りがいない人が抱える課題に対するソーシャルワーカーの取り組み～これからの支援を考える～/特別講演、実践報告、ディスカッション	7月3日(日)	オンライン (Zoom)
大阪府	2022 ソーシャルワーカーデー 講演会「増進型地域福祉へのお誘い～社会福祉士ゾーニスト計画～」	7月13日(水)～ 8月20日(土)	オンデマンド配信
京都府	2022年度 Social Workers Day ウトロ平和祈念館見学・講演会/在日コリアンの街ウトロ地区に今春オープンしたウトロ平和祈念館の見学と講演会を通じて、人権や平和について共に考える。(3団体の会員限定)	7月16日(土)	ウトロ平和祈念館 (京都府宇治市)
兵庫県	ソーシャルワーカーデー in ひょうご 2022 Creative に Social Action! 兵庫県のソーシャルワーカー関係5団体による座談会他	7月18日(月・祝)～ 8月31日(水)	オンデマンド配信
和歌山県	ソーシャルワーカーデー 2022 in わかやま コロナ禍の貧困問題に対するソーシャルワーカーの実践/シンポジウム	10月30日(日)	オンライン (Zoom) + 勤労福祉会館 プラザ ホープ
岡山県	ソーシャルワーカーデー 2022 IN おかやま 「ソーシャルワーカーってなんだ!？」/シンポジウム	8月11日(木・祝)	オンライン (Zoom)
徳島県	2022 ソーシャルワーカーデー 徳島県社会福祉専門職3団体 合同研修～今こそ、原点復帰!～/リレートーク、グループでの意見交換	7月18日(月・祝)	オンライン (Zoom)
愛媛県	ソーシャルワーカーデー 2022 in 愛媛 知ろう! 考えよう! 「ヤングケアラー」～ごくごく身近な私たちのまちの話～/講演、報告	8月20日(土)	オンライン (Zoom)

^{*}海はすべてを包み、生命を生み出す母胎であり、力強さにあふれていることから、「海の日」をソーシャルワーカーに対する関心と理解を拓げる象徴としてソーシャルワーカーデーを設定しました。

全国大会関連情報

全国大会情報

第31回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会は、2023年7月1日(土)～2日(日)に大分県別府市で開催します。詳細は本ニュース同封のチラシをご参照ください。

生涯研修センター情報

「マクロソーシャルワーク研修」のご案内

本研修は、マクロソーシャルワークの必要性、ミクロレベルからマクロレベルまでの連続するソーシャルワークと、マクロソーシャルワーク射程の理解を深め、実践に向けた構想と環境づくりの言語化を目指します。

【日程】2022年10月23日(日)

【方法】オンライン研修(Zoomミーティング)

【定員】70人(定員となり次第、締切り)

【申込方法】申込方法などの詳細は、本ニュース同封の開催要項および本会ホームページをご覧ください。

「地域包括ケア全国実践研究集会」のご案内

本研究集会は、自立支援や介護予防の視点だけではなく、「生き心地の良さ」という視点からこれからの地域づくりのあり方や地域包括ケアについて考えるため、「生き心地の良い町」から考える地域づくりと地域包括ケアをテーマに開催します。

【日程】2022年11月27日(日)

【方法】オンライン研修(Zoomミーティング)

【定員】190名

【申込方法】申込方法などの詳細は、本ニュース同封の開催要項および本会ホームページをご覧ください。

「2022年度司法福祉全国研究集会」のご案内

近年の刑事司法をとりまく状況は、大きな変革を遂げています。そこで、今年度の研究集会では、1日目は現在の刑事司法福祉と今後の展望、更生支援計画、アディクションをテーマとしたそれぞれの講義を行い、2日目は研究集会の参加者の方にもディスカッションにご参加いただく



予定です。

【日程】2022年11月26日(土)～27日(日)

【開催方法】オンライン研修(Zoomウェビナー)

【定員】190人(先着順)

【申込方法】申込方法などの詳細は、本ニュース同封の開催要項および本会ホームページをご覧ください。

「2022年度リーガル・ソーシャルワーク研修」のご案内

本研修は、福祉的支援が必要な罪を犯した方の特徴を理解し、犯罪予防から出所後の支援についてソーシャルワークを展開できることを目的に開催します。なお、今年度は、認定社会福祉士制度の認証研修として開催します。

【日程】2023年1月21日(土)～22日(日)

【開催方法】オンライン研修(Zoomミーティング)

【定員】100人(先着順)

【申込方法】申込方法などの詳細は、本ニュース同封の開催要項および本会ホームページをご覧ください。

「第19回独立型社会福祉士全国実践研究集会」の実践報告者募集のご案内

本研究集会では、独立型社会福祉士名簿登録者による実践報告を行います。実践報告者は、独立型社会福祉士名簿登録者の方に広く発表の機会を提供するため公募します。

【日程】2023年2月26日(日)

【開催方法】オンライン形式による実践報告(Zoomウェビナー)

【実践報告者の募集定員】2人(運営委員会での審査の上、報告者を決定します)

【応募方法】実践報告の申込方法などの詳細は、本会ホームページをご覧ください。

【その他】「第19回独立型社会福祉士全国実践研究集会」の参加申込は、2022年11月中旬を予定していま

す。開催要項は、本会ニュース11月号に同封の予定です。

「2022年度独立型社会福祉士研修」のご案内

本研修は、地域を基盤として独立した立場でソーシャルワークを実践する独立型社会福祉士の養成を目的に開催します。なお、本研修の修了は、独立型社会福祉士名簿登録要件の1つとなっています。

【日程】2023年3月12日(日)

【開催方法】オンライン研修(Zoomミーティング)

【定員】80人(先着順)

【申込方法】申込方法などの詳細は、本ニュース同封の開催要項および本会ホームページをご覧ください。

「2022年度認定社会福祉士認定研修」のご案内

認定社会福祉士取得のための認定研修ルートに位置づけられた「認定社会福祉士認定研修」を開催します。

本研修は、申し込み時点で受講要件をすべて満たしていることが必要です。受講要件は、認定社会福祉士の取得ルートによって異なりますので、詳細は本会ホームページに掲載している開催要項をご確認ください。

【日程】

①2023年2月11日(土)～12日(日)

②2023年3月4日(土)～5日(日)

【開催方法】オンライン研修(Zoomミーティング)

【定員】各日程48人(先着順ではありません)

【申込締切】10月5日(水)必着

日本ソーシャルワーカー連盟主催研修のご案内(子ども家庭福祉に関する共同企画)

今年度は、子ども家庭福祉の中でも特に関心の高まっている「地域共生社会における子ども家庭福祉」と「ヤングケアラー」の2つのテーマに焦点を当てた上で、所属団体や分野を超えて学びを深めることで、他領域(他団体)の取り組みなどの共通理解を図るとともに、子ども家庭福祉への関心をさらに高め、子ども虐待の防止などの示唆を得ることを目的として実施します。

【日程】2022年11月3日(木祝)および11月27日(日)

【開催方法】オンライン研修(Zoomミーティング、予定)

【申込方法】申込方法などの詳細は、JFSWのホームページまたは本会のホームページに掲載する開催要項をご覧ください。

新刊・近刊等情報 Book

※ここで紹介する本は一般書店等でお求めください。

■ヒューマンエラー防止で減らす保育事故（保育施設編）～ヒヤリハット活動による安全で働きやすい職場づくり～

著者：中目 昭男

（東京社会福祉士会）

発行元：三恵社

発行年月：2020年11月

A5判／186頁

価格：2,000円（税別）

教育・保育施設

においては子ども
の負傷等の事故が
毎年1,000件以上、
死亡事故も毎年発
生しています。一
般的に事故は80%



から90%がヒューマンエラーによ
って起こるという見方もあります。本書
では、米国で考案され筆者が使用して
きた「4M」手法を用いることや「ヒ
ヤリハット」活動などの事故防止の取
り組みを紹介しています。ヒューマン

エラーによる事故防止に取り組むこ
とは、結果として職場づくりや従事者の
働き甲斐づくりにもつながります。子
どもへの安全な保育サービスの提供と
従事者の働き甲斐のある職場づくり
に向けて活用していただきたい実務書で
す。

■女性移住者の生活困難と多文化 ソーシャルワーク 母国と日本を往還するライフス トーリーをたどる

著者：南野 奈津子

（千葉県社会福祉士会）

発行元：明石書店

発行年月：2022年1月

A5判／264頁

価格：3,800円（税別）

日本には、貧困、
DVなどの深刻な生
活困難を抱え、社
会で孤立している
女性移住者が多く
存在します。本書
は、女性移住者を
取り巻く社会的背景や国際動向、さま
ざまな不利やコーピングを概観し、女
性移住者に対するライフストーリーイ
ンタビューを行い、結果と考察を示し
ています。女性移住者に対する固有の



脆弱性と強みに即した多文化ソーシャ
ルワークのあり方を提示し、さらにソ
ーシャルワーク研究の必要性、実践、
教育や政策など今後の課題を提示して
います。

■ケアマネ・相談援助職必携 現場で役立つ！社会保障制度 活用ガイド2022年版

著者：福島 敏之

（東京社会福祉士会）

「ケアマネジャー」編集部 編

発行元：中央法規出版株式会社

発行年月：2022年4月

B5判／288頁

価格：2,800円（税別）

相談援助職とし
て押さえておくべ
き社会保障制度に
ついて、①生活
保護・生活困窮者
自立支援制度②障
害者福祉③医療保
険・医療制度④権利擁護⑤年金⑥子
ども家庭福祉の6分野をカバーし、それ
ぞれ「概要、窓口、利用の流れ」「支
援の実際におけるQ & A」を最新情報
を掲載。全頁フルカラーで、イラスト
や図表を中心に、平易に解説していま
す。



四谷事務局だより

行事予定・カレンダー

9月

- 3日(土)第6回理事会
都道府県社会福祉士会会長会議
- 4日(日)生涯研修センター企画・運
営委員会
- 11日(日)第3回権利擁護推進あり方検
討委員会
- 16日(金)高齢者虐待対応マニュアル
改訂 養護者虐待作業部会
- 17日(土)～18日(日)新スーパーバイ
ザー養成研修
- 24日(土)～25日(日)第2回全国生涯
研修委員会議
- 28日(水)高齢者虐待対応マニュアル

改訂 従事者虐待作業部会

10月

- 2日(日)生活困窮者支援委員会
- 15日(土)第6回業務執行理事打合せ
第7回理事会
- 16日(日)生涯研修センター企画・運
営委員会
独立型社会福祉士委員会
- 23日(日)マクロソーシャルワーク研修
- 29日(土)都道府県ばあとなあ連絡協議

11月

- 3日(木・祝)生涯研修センター協議会
後見委員会
- 4日(金)高齢者虐待対応マニュアル

改訂 プロジェクト委員会

- 5日(土)リーガル・ソーシャルワ
ーク研究委員会
- 13日(日)学会運営委員会
- 26日(土)～27日(日)司法福祉全国
研究集会
- 27日(日)地域包括ケア全国実践研究
集会

都道府県社会福祉士会 会員情報

7月31日付	会員数	44,683人
7月中	入会	会員数 187人増
	前年同月	会員増減数 419人増
	前年同月	会員増減率 0.95%増